

# 弟子屈町水道課からのお知らせ

令和8年  
1月・2月分

## 上下水道料金のうち、 水道料金の基本料金を減免します

弟子屈町では物価高騰に対する支援の一環として、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、家庭用及び事業者用の水道料金の基本料金を減免いたします。  
なお、このたびの減免に関するお手続きは不要です。

### 減免の対象者

弟子屈町の水道を契約している全ての世帯・事業者の上水道の基本料金  
※官公庁用(国や地方公共団体)・臨時用を除く。

※水道料金の超過料金(基本水量を超える水量に応じてお支払いいただく料金)、下水道  
使用料は減免の対象となりません。

### 減免後の請求金額(イメージ)

令和8年1月・2月にご請求する水道料金のうち、**基本料金(消費税含)**を  
減免します。



- 超過料金と下水道使用料は減免対象外です。
- 12月～1月にお引越しされた場合は、基本料金2か月分の減額にならないことがあります。
- 減免前の金額から基本料金(消費税含)を差し引いて請求いたします。
- 使用料のお知らせ(検針票)には減免前の金額が記載されます。
- 令和8年3月以降は通常の料金に戻ります。

お問い合わせ

弟子屈町役場 水道課

TEL 015-482-2942(平日 8:45～17:30)